

浜中町一般廃棄物処理基本計画

令和2年度

浜 中 町

目 次

第1編 総論

第1章 基本計画策定にあたって	1
1. 基本計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の区域	1
4. 計画の位置づけ	2
第2章 関連計画の概要	3
1. 第6期浜中町まちづくり総合計画	3
2. 第四次循環型社会形成推進基本計画	5
3. 廃棄物処理基本方針	6
4. 廃棄物処理施設整備計画	7
5. 北海道廃棄物処理計画	8
第3章 浜中町の概要	9
1. 位置・自然状況	9
2. 沿革・歴史	10
3. 人口	10
4. 産業	11

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状	12
1. ごみ処理体制	12
2. ごみ排出量	13
3. 排出抑制・再資源化	16
4. 収集運搬	18
5. 中間処理	19
6. 最終処分	21
7. ごみ処理の評価	22
8. ごみ処理に関する課題	26
第2章 ごみ処理の基本方針	27
1. ごみ処理に係る理念・目標	27
2. ごみ処理の基本方針	27
3. ごみ処理に関する数値目標	28
第3章 ごみ排出量・処理量の見通し	29
1. ごみ排出量の見通し	29
2. ごみ処理量の見通し	29

第4章	ごみ処理基本計画	32
1.	排出抑制・再資源化計画	32
2.	収集運搬計画	33
3.	中間処理計画	34
4.	最終処分計画	34
第5章	計画達成のための施策	35
1.	町民・事業者・行政の行動指針	35
2.	ごみの適正処理・環境保全	36
第3編	生活排水処理基本計画	
第1章	生活排水処理の現状	37
1.	生活排水処理体制	37
2.	生活排水処理の現状	38
3.	し尿・浄化槽汚泥の排出量	43
4.	し尿・浄化槽汚泥の処理	44
5.	生活排水処理に関する課題	45
第2章	生活排水処理の基本方針	46
1.	生活排水処理に係る理念・目標	46
2.	生活排水処理の基本方針	46
3.	生活排水処理に関する数値目標	47
第3章	生活排水処理計画	48
1.	生活排水の処理主体	48
2.	生活排水処理形態別人口の見通し	48
3.	生活排水処理計画	50
第4章	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	51
1.	し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し	51
2.	収集運搬計画	52
3.	中間処理計画	52
4.	最終処分計画	52
第5章	計画達成のための施策	53
1.	町民・事業者の行動指針	53
2.	広報・啓発活動	53

第1編 総論

第1章 基本計画策定にあたって

1. 基本計画策定の趣旨

大量生産・大量消費の社会経済活動から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を推進していくことが求められています。

国においては、平成12年を循環型社会元年と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」を制定し、循環型社会の実現に向けた廃棄物や循環資源の処理の優先順位について、①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリサイクル）、⑤適正処分としました。また、同法の制定に続き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種の廃棄物・リサイクル関連法を順次制定し、循環型社会実現のための体制を整備しました。

一般廃棄物処理基本計画は、循環型社会の形成に向け、町民・事業者・行政が一体となり、ごみの排出抑制・再資源化、適正処理・処分を推進するとともに、生活排水の適切な処理と水質汚濁の防止を図ることを目的に策定します。

計画の策定にあたっては、浜中町におけるごみ処理・生活排水処理の課題や国の新たな方向性に配慮し、ごみ排出量やリサイクル率、生活排水処理率などの数値目標や浜中町が今後進める基本的な方向を定めることとします。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

計画の前提となっている諸条件に大きな変化があった場合には、見直しを行います。

3. 計画の区域

本計画の対象区域は、浜中町の行政区域内全域とします。

4. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理法」第6条第1項において、市町村が定めなければならない計画として位置づけられている一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画）を策定するものです。

一般廃棄物処理基本計画は、「第6期浜中町まちづくり総合計画」に基づくごみ処理分野の計画の一つとして、ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理等に関する基本的事項、生活を支える社会基盤分野の計画の一つとして、水洗化の普及促進、し尿・浄化槽汚泥処理等に関する基本的事項を定めるものです。

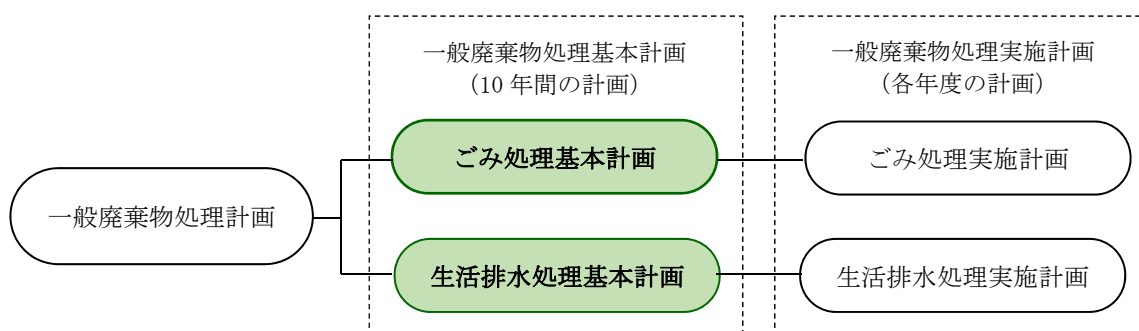


図 1-1 本計画の法律上の位置づけ

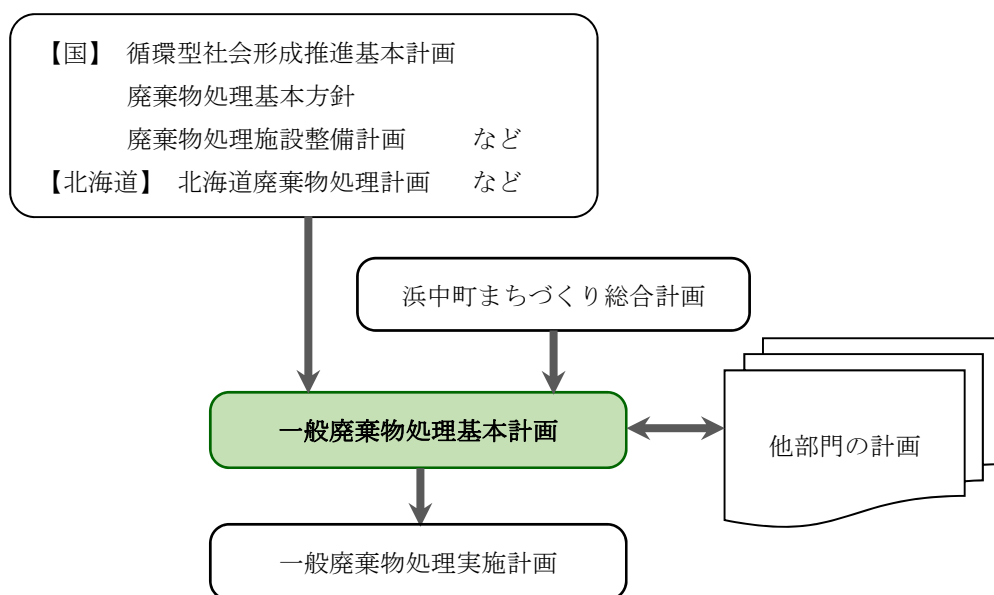


図 1-2 本計画と関連計画との位置づけ

第2章 関連計画の概要

1. 第6期浜中町まちづくり総合計画

まちづくり総合計画とは、将来の浜中町がどうあるべきか目指すべき将来像を明らかにし、それを実現するための総合的・長期的なまちづくりの方針を定めるもので、浜中町における様々な計画の最も上位に位置する計画です。

浜中町では、令和2年度から令和11年度までを期間とする「第6期浜中町まちづくり総合計画」を策定してまちづくりを進めています。

○基本構想

【浜中町のまちづくりのテーマ（将来像）】

笑顔輝く共創のふるさとを 未来へ

自然とともに生きる 豊かな大地と海のまち はまなか

【基本目標】

- 1 産業の垣根を越えて、みんなで築きあげる活力あるまちづくり
- 2 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり
- 3 災害に強く町民によりそったまちづくり
- 4 子どもから大人まで安心して暮らせる未来のまちづくり
- 5 豊かな学びを育み、未来に向かって挑戦し続ける人づくり
- 6 地域とともに歩む創意に満ちたまちづくり

○基本計画

基本目標2 自然を守り未来につながる住みよいまちづくり

第3節 環境保全・環境衛生

【施策の目的】

町民に対し、ゴミ・資源物の分別の徹底を継続して啓発することで、環境にやさしいまちづくりを進めるための意識向上を図ります。

【主要な施策と主要事業】

○環境の保全

①環境保全活動の推進

環境保全意識向上のため、浜中町レジ袋削減宣言の趣旨のもと、引き続きノーレジ袋運動を推進します。

○ゴミ処理対策の推進

①適正なゴミの分別促進

ゴミ排出量の減量化を図るため、ごみ分別ポスター、ガイドブックなどにより、各家庭における分別の徹底を促進します。

②資源リサイクル推進

資源物としての家庭ごみの分別によるリサイクルの徹底を図るとともに、資源物リサイクル活動奨励交付金の継続により、自治会の資源物リサイクル活動を推進していきます。

③廃棄物最終処分場の建設に向けた取組

建設地の検討、構想案の作成などを行い、町民の理解のもと、廃棄物最終処分場の建設に向けた取組を行います。

○不法投棄防止の対策

①湿原クリーン作戦等の継続

自然と景観を守る湿原クリーン作戦などを継続し、環境美化を図るとともに、不法投棄防止に向けた意識の向上を図ります。

②不法投棄防止活動の推進

ゴミの不法投棄やポイ捨てなどについて、パトロールや監視カメラの設置による防止対策を講じるとともに、指導体制の強化に努めます。

第9節 上・下水道の整備

【施策の目的】

人命・産業の源である、安全・安心な水道水を提供するため、「浜中町水道ビジョン」を基に、老朽化した水道施設の更新を計画的に進めます。また、生活排水やし尿の適切な処理を行うため、下水道施設の維持管理に努めます。下水道整備が困難な地域については、引き続き合併処理浄化槽の設置により、環境保全に努めます。

【主要な施策と主要事業】

○し尿等の適切な処理

①生活用雑排水の処理

自然環境を守るため、下水道集合処理が難しい地域については、引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

②し尿等の処理

衛生センターでのし尿処理などを含め、下水道関連事業による環境保全を図ります。

2. 第四次循環型社会形成推進基本計画

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。

表 1-1 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

項目		概要
中長期的な方向性	持続可能な社会づくりとの統合的取組	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 環境、経済、社会的側面を統合的に向上
	多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の資源生産性向上 生物多様性の確保 低炭素化 地域の活性化 災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり
	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	<ul style="list-style-type: none"> 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」
	適正処理の更なる推進と環境再生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生
	万全な災害廃棄物処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）
	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	<ul style="list-style-type: none"> 資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
	循環分野における基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会
指標・数値目標	資源生産性	約49万円/t（令和7年度）
	入口側の循環利用率	約18%（令和7年度）
	出口側の循環利用率	約47%（令和7年度）
	最終処分量	約1,300万t（令和7年度）
	循環型社会ビジネスの市場規模	平成12年度の約2倍（令和7年度）
	期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率	21%（令和4年度）
	1人1日あたりのごみ排出量	約850g/人・日（令和7年度）
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	約440g/人・日（令和7年度）
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	平成29年度の水準（20年分）を維持（令和4年度）
	災害廃棄物処理計画策定率	都道府県100%、市町村60%（令和7年度）

3. 廃棄物処理基本方針

国は、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を定めています。平成28年1月に見直しが行われました。

表 1-2 廃棄物処理基本方針の概要

項目		概要
基本的な方向		<ul style="list-style-type: none"> 世界的な資源制約の顕在化や、災害の頻発化・激甚化、地球環境問題へ対応する。 低炭素社会や自然共生社会との統合にも配慮した取組を推進する。
減量化の目標 (令和2年度)	排出量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約12%削減 【産業廃棄物】平成24年度に対し増加を約3%に抑制
	再生利用率	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度約21%から約27%に増加 【産業廃棄物】平成24年度約55%から約56%に増加
	最終処分量	<ul style="list-style-type: none"> 【一般廃棄物】平成24年度比約14%削減 【産業廃棄物】平成24年度比約1%削減
	1人1日あたり家庭系ごみ排出量：500g/人・日	
その他の目標 (平成30年度)	家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数：200市町村（平成25年度43市町村）	
	家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制構築市町村割合：100%（平成25年度約59%）	
	使用済小型電子機器等の再生のための回収実施市町村割合：80%（平成25年度約43%）	
施策推進に関する基本的事項	国民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 食品の購入に当たっては、適量の購入等により食品ロスの削減に努める。 自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。 使用済小型電子機器等を市町村等へ引き渡し等に協力する。
	市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努める。 民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において、適切に位置づけるように努める。 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努める。 災害時における適正かつ円滑・迅速な処理体制の確保に努める。
	国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、地方公共団体と連携しつつ、確実かつ適正な処理を進めていくものとする。 水銀廃棄物の適正な回収を促進する。
	廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業系食品廃棄物に関し、排出事業者が自ら積極的に再生利用を実施しようとする場合に、これを実現できるよう、民間事業者の活用も考慮した上で、適切な選択肢を設ける。 地方公共団体等関係者と連携して、電子マニフェストの使用の促進を図る。
	今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の再生利用に係る施設については、他の市町村や民間の廃棄物処理業者とも連携して処理能力の向上に取り組む。 焼却施設については、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進していくものとする。
廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項	一般廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進交付金制度も活用し、市町村等の自主性と創意工夫を活かしながら、必要な処理施設の整備を推進する。
	産業廃棄物の適正処理に必要な処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 熱回収施設設置者認定制度等を活用しながら、適正処理の確保を基本としつつ、温室効果ガスの排出抑制に配慮した処理施設の整備を推進する。

4. 廃棄物処理施設整備計画

国は、廃棄物処理法に基づき、平成 30 年 6 月に「廃棄物処理施設整備計画」を策定しました。

表 1-3 廃棄物処理施設整備計画の概要

項目	概要
基本的理念	(1) 基本原則に基づいた 3 R の推進 (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	(1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた 3 R の推進 (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営 (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進 (5) 災害対策の強化 (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備 (7) 地域住民等の理解と協力の確保 (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化
廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	【ごみのリサイクル率】 21% → 27% 【一般廃棄物最終処分場の残余年数】 2017 年度の水準（20 年分）を維持 【期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値】 19% → 21% 【廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合】 40% → 46% 【浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率】 53% → 70% 【合併処理浄化槽の基数割合】 62% → 76% 【省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量】 5 万 t-CO ₂ → 12 万 t-CO ₂

5. 北海道廃棄物処理計画

北海道は、令和2年3月に「北海道廃棄物処理計画（第5次）」を策定しました。

北海道廃棄物処理計画（第5次）は、国の廃棄物処理基本方針で示されている廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分の確保のほか、北海道が目指す循環型社会の実現に向けたバイオマスの利活用、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興を視点としています。

表 1-4 北海道廃棄物処理計画の目標

項目	指標	現状 (平成29年度)	目標年度 (令和6年度)
排出抑制	一般廃棄物の排出量	1,873千t	1,700千t以下 (約10%減)
	1人1日あたりのごみ排出量	961g/人・日	900g/人・日以下
	1人1日あたりの家庭ごみ排出量	598g/人・日	550g/人・日以下
	産業廃棄物の排出量	38,741千t	37,500千t以下
適正な循環的利用	一般廃棄物のリサイクル率	24.3%	30%以上
	産業廃棄物の再生利用率	55.5%	57%以上
適正処分の確保	一般廃棄物の最終処分量	316千t	250千t以下 (約20%削減)
	産業廃棄物の最終処分量	679千t	570千t以下
バイオマスの利活用	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	89.8%	90%以上

第3章 浜中町の概要

1. 位置・自然状況

浜中町は、北海道東部の釧路振興局管内の東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接しています。東南は太平洋に面し、ほぼ中央に霧多布半島が形成されています。

総面積は 423.63km² であり、67km に及ぶ海岸線は砂浜や奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在しています。南面を形成する海岸線の中央にある霧多布湿原は、一部が霧多布泥炭形成植物群落として国の天然記念物に指定されているほか、火散布沼や藻散布沼と合わせラムサール条約登録湿地に登録され、北海道遺産にも認定されています。内陸部は、中央を東西に鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり平坦な丘陵原野を形成しています。

気候は、年間平均気温 5～6℃、最高気温は海岸部で 20℃前後、内陸部で 25℃前後、最低気温は-10℃前後と冷涼であり、春から夏にかけては沿岸部を中心に霧が発生しやすく、また秋から冬にかけては好天が続き、年間降雨量は 1,000 mm程度です。

交通は、釧路市と根室市を結ぶ国道 44 号線のほか、中標津空港へ接続する道道別海厚岸線、海岸線を結ぶ根室浜中釧路線（北太平洋シーサイドライン）、町道の約 300 路線は、地域住民の生活と産業道路及び観光道路として重要な役割を果たしています。

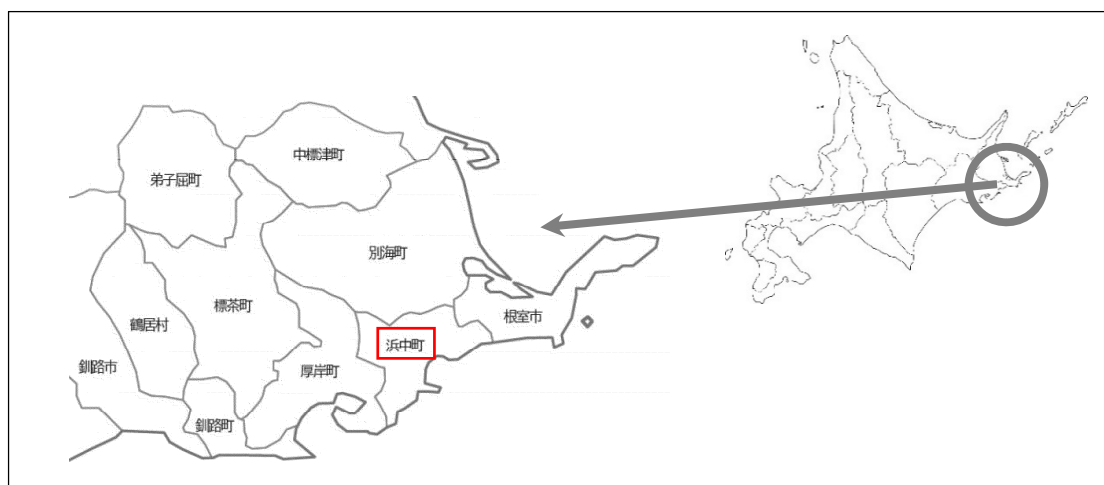


図 1-3 浜中町の位置

2. 沿革・歴史

本町は、元禄 14 年（1701 年）に当時の松前藩がアッケシ場所を割いてキイタツ場所を開いたのがはじまりです。明治 2 年（1869 年）7 月函館に開拓使が設置され、同月蝦夷は北海道と改められましたが、このときから当地は佐賀藩の支配地となりました。同藩では 12 戸の農工民を移住させ、この人たちが本町における定住のはじめとなりました。

以来、明治 13 年（1880 年）には榑町に戸長役場が設けられ、明治 39 年（1906 年）に霧多布外 1 町 4 カ村を合わせて浜中村と改め、2 級町村制を施行、大正 8 年（1919 年）には 1 級町村制を施行しました。国鉄根室本線の開通後は本格的な入植が始まり、急速に発展してきました。

昭和 27 年（1952 年）の十勝沖地震津波、昭和 35 年（1960 年）のチリ沖地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けましたが、町民の努力により驚異的な復興を成し遂げ、昭和 38 年（1963 年）には町制を施行し浜中町となり、令和元年（2019 年）に開町 140 年を迎えました。

3. 人口

浜中町の人口は、昭和 35 年の 11,915 人をピークに、基幹産業である農・漁業の不振、地元就職先の不足による高卒者等の若年労働力の町外流出、近年の少子高齢化などにより、平成 27 年には 6,061 人とピーク時の約 50%までに減少しました。

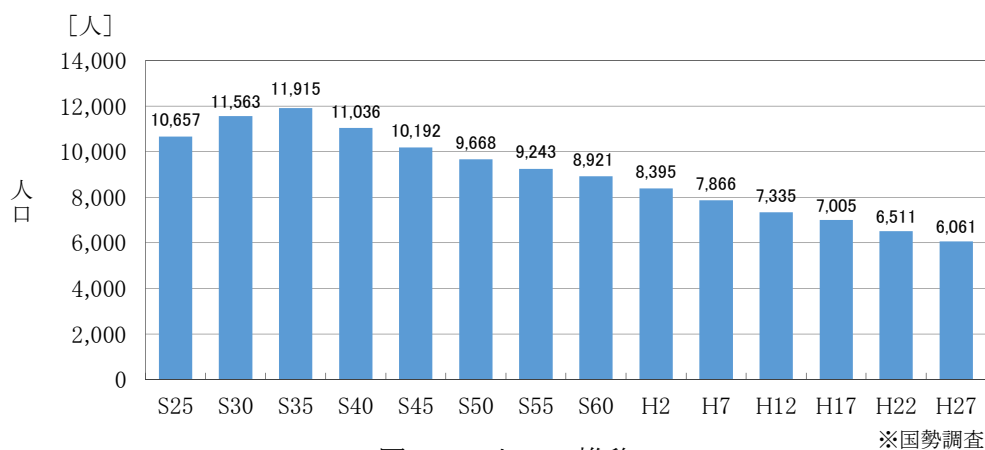


図 1-4 人口の推移

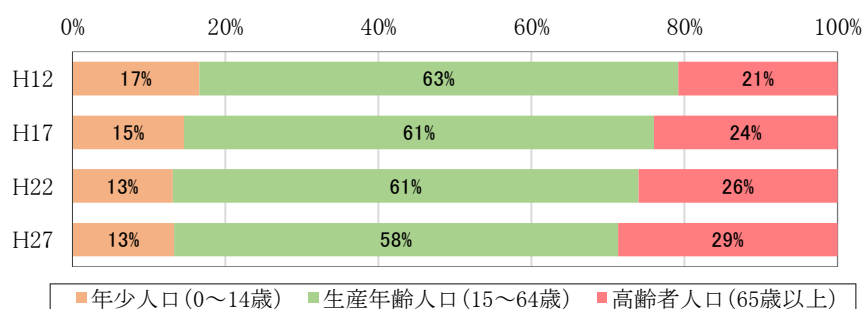


図 1-5 年齢別人口構成の推移

4. 産業

浜中町の産業の主軸は、漁業・農業・商工観光です。

漁業は、昆布漁を中心とした沿岸漁業とサケ・マス漁等の沖合漁業とがあります。近年は、ウニやアサリ等の栽培漁業を推進しており、前浜や湖沼等を活用した資源の増大を図り、新たな漁業振興の可能性を模索しながら、海を耕し、つくり育てる漁業の振興を図っています。また、地場産品の開発にも目を向け、一次産品に付加価値を高めるため、地域経済活性化促進奨励助成制度や製品開発加工体験施設を設け、試験・研究・開発を促進し、1.5次産業や増養殖事業の振興に努めています。

農業は、足腰の強い酪農を目指し、昭和45年から着手した国営総合農地開発事業が平成3年に完成しました。全国に先駆けて、乳質、土壌・飼料等の解析を行う新産業構造改善事業での酪農技術センターにおいて、生産技術を高める取り組みや新規就農者研修牧場を核に、農業者の技術向上と地域に適合する営農技術体系の確立による農業の活性化を図っています。また、平成13年より国営環境保全型かんがい排水事業に着手し、食糧の生産・供給基地としての役割と、自然との共生を図りながら豊かな酪農郷を目指しています。

観光は、霧多布湿原や霧多布岬等に年間約30万人の観光客が訪れ、浜中の自然と素晴らしい景観を前面に打ち出すとともに、ルパン三世による地域活性化事業に取り組んでいます。

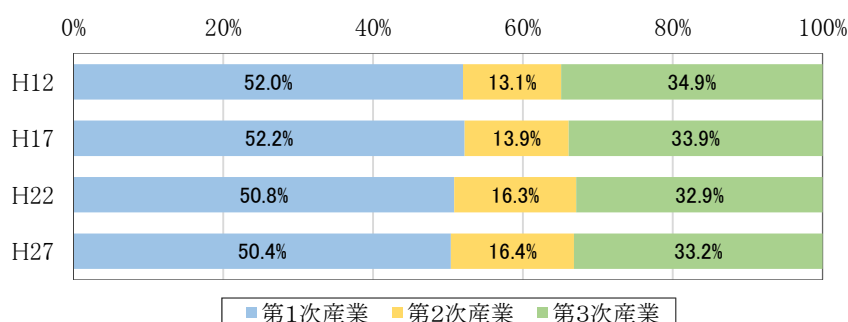


図 1-6 産業別就業者割合の推移

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみ処理体制

家庭系ごみは、町民が直接ごみ処理施設に持ち込むことがあります。排出されるごみの多くは計画収集しています。事業系ごみは、事業者が自らごみ処理施設に持ち込むこととしていますが、一部は町により収集しています。

ごみの分別区分は、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物の5区分です。

燃えるごみ及び破碎した粗大ごみ（可燃）は、根室市に委託して焼却処理しています。燃えないごみは、浜中町廃棄物最終処分場において埋立処分しています。有害ごみは、民間業者に委託処理しています。資源物は、浜中町リサイクルセンターにおいて、資源物の選別、圧縮・梱包、保管を行っています。

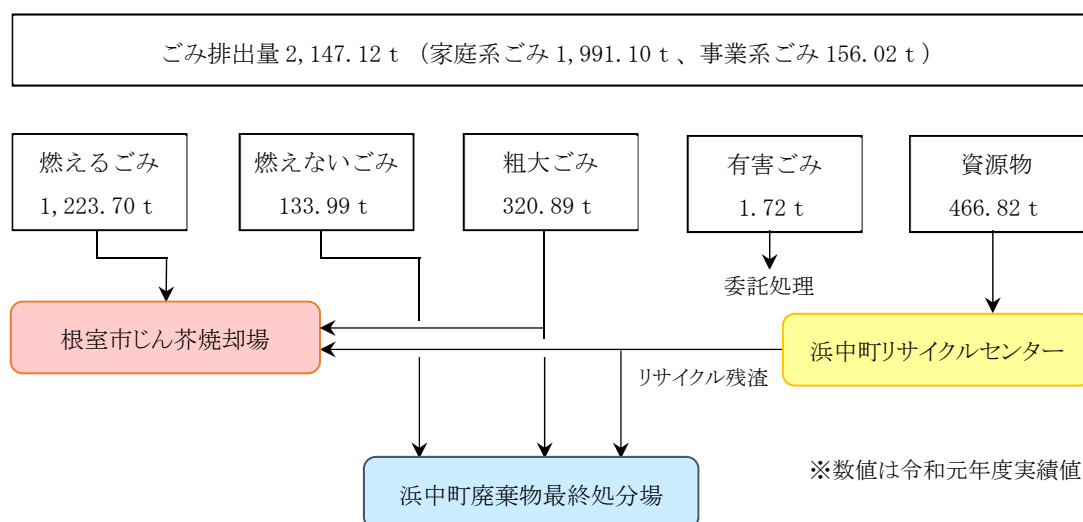


図 2-1 ごみ処理フロー

2. ごみ排出量

2-1 ごみ排出量

令和元年度の1年間に排出されたごみ量は、家庭系ごみ1,991 t、事業系ごみ156 t、合計2,147 tです。ごみ排出量は、平成27年度から令和元年度の5年間で、家庭系ごみが約5%、事業系ごみが約18%減少しました。

ごみの分別区分で見ると、燃えるごみが約57%、資源物が約22%となっています。

表 2-1 ごみ排出量の推移

(単位:t)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
家庭系 ごみ	計画収集	燃えるごみ	993.00	950.76	950.49	977.76	957.32
		燃えないごみ	32.91	31.73	32.39	31.14	28.85
		粗大ごみ	11.46	10.78	8.32	8.82	13.49
		資源物	398.61	377.33	363.11	365.41	368.82
		有害ごみ	2.66	2.57	2.25	1.86	1.67
		計	1,438.64	1,373.17	1,356.56	1,384.99	1,370.15
	直接持込	燃えるごみ	156.44	136.73	155.63	193.44	163.49
		燃えないごみ	201.71	126.13	88.18	79.46	65.88
		粗大ごみ	196.77	286.69	261.12	268.99	307.40
		資源物	94.32	81.93	74.87	73.51	84.15
		有害ごみ	0.98	0.36	0.34	0.03	0.03
計	650.22	631.84	580.14	615.42	620.95		
合計		2,088.86	2,005.01	1,936.70	2,000.41	1,991.10	
事業系ごみ	燃えるごみ	112.73	107.43	111.91	114.41	102.89	
	燃えないごみ	30.12	26.50	71.65	173.54	39.26	
	粗大ごみ	18.50	1.18	2.12	0.00	0.00	
	資源物	28.05	17.88	20.41	12.24	13.85	
	有害ごみ	0.10	0.03	0.03	0.07	0.02	
	計	189.50	153.02	206.12	300.26	156.02	
合計	燃えるごみ	1,262.17	1,194.92	1,218.03	1,285.61	1,223.70	
	燃えないごみ	264.74	184.36	192.22	284.14	133.99	
	粗大ごみ	226.73	298.65	271.56	277.81	320.89	
	資源物	520.98	477.14	458.39	451.16	466.82	
	有害ごみ	3.74	2.96	2.62	1.96	1.72	
	計	2,278.36	2,158.02	2,142.82	2,300.67	2,147.12	

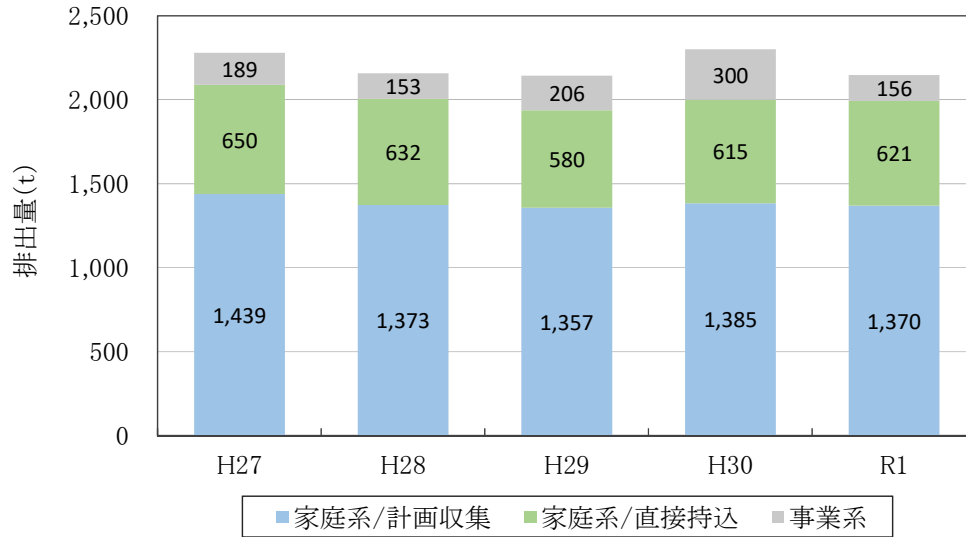


図 2-2 ごみ排出量の推移（排出形態別）

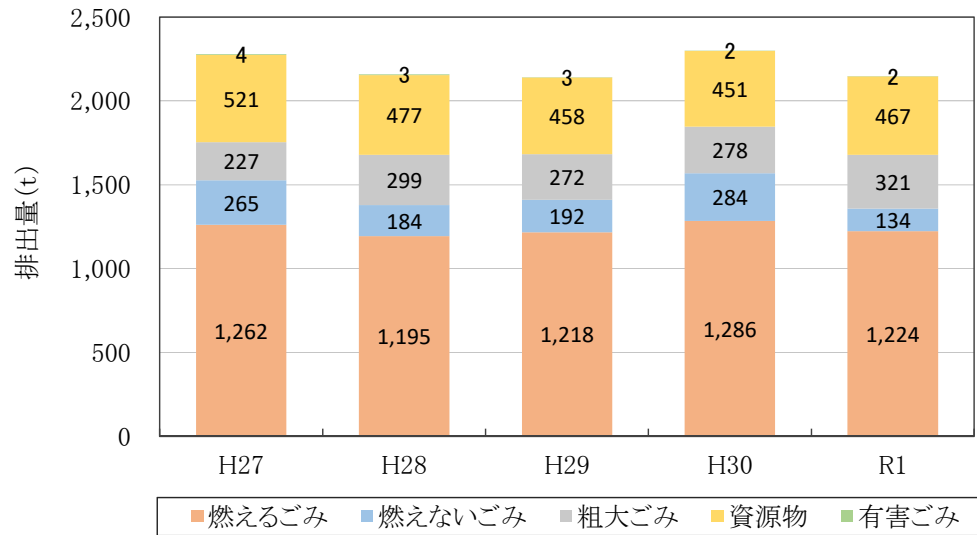


図 2-3 ごみ排出量の推移（分別区分別）

2-2 1人1日あたりのごみ排出量

令和元年度の1人1日あたりのごみ排出量（以下、「ごみ排出量原単位」という。）は、家庭系ごみ967g、事業系ごみ76g、合計1,043gです。ごみ排出量原単位は、平成27年度から令和元年度の5年間で、家庭系ごみは約3%増加、事業系ごみは約11%減少しました。

表 2-2 ごみ排出量原単位の推移

(単位:g/人・日)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ	935.1	916.1	901.3	945.6	966.7
事業系ごみ	84.8	69.9	95.9	141.9	75.8
合計	1,019.9	986.0	997.2	1,087.5	1,042.5

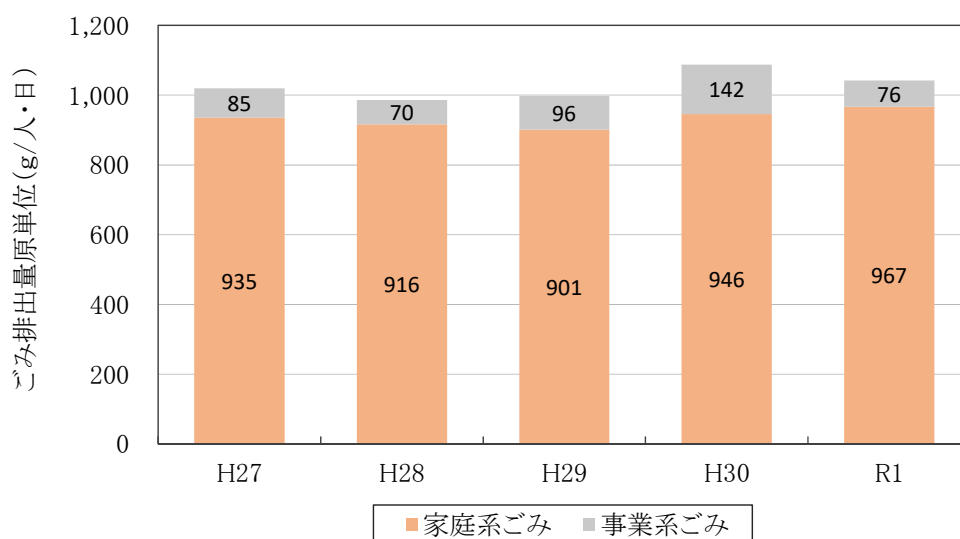


図 2-4 ごみ排出量原単位の推移

3. 排出抑制・再資源化

3-1 資源物リサイクル活動奨励交付金制度

地域内から発生する資源物のリサイクル活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化をより一層促進するため、自治会・町内会が実施する資源物回収活動（以下、「集団回収」という。）に対する交付制度を実施しています。

表 2-3 交付金額の推移

(単位:円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付金額	3,318,530	3,465,409	3,411,323	3,598,398	3,544,951

表 2-4 回収量の推移

(単位:t)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
スチール缶	3.107	1.898	1.771	2.003	1.613
アルミ缶	3.392	3.903	3.428	4.185	4.598
ペットボトル	2.159	2.134	2.072	2.885	3.770
ダンボール	35.820	31.651	33.901	38.393	37.899
新聞	22.065	16.895	20.737	18.750	18.296
雑誌	10.149	7.672	7.939	6.249	6.958
牛乳パック	0.005	0.001	1.657	0.009	0.010
白色トレイ	0.001	0	0	0.006	0
発泡スチロール	0	0.001	0	0.001	0
その他紙容器（雑紙）	1.004	0.572	0.637	1.613	1.349
雑鉄	0	0.470	0	0	0.170
廃食用油	0	0	0	0	0.010
計	77.702	65.195	72.140	74.092	74.671

3-2 簡易コンポスター斡旋活動

浜中町と自治会連合会(コミュニティ運動委員会)は、地域の環境衛生実施運動を推進するためのごみの減量化対策として、平成11年度から簡易コンポスター等の斡旋活動を実施しています。

表 2-5 簡易コンポスター斡旋の内容

項目	内容	斡旋価格
コンポスター(生ごみ処理機)	190型(丸型)、容量190ℓ 直径72cm×高さ71cm ※発酵促進脱臭剤(300g)とパラコンポが 1箱ずつ付いている	3,000円
ネオ豊穰元(発酵促進脱臭剤)	1箱(250g×4袋入り)	1,630円
パラコンポ(防虫・防臭剤)	1箱(110g×2個入り)	720円

※コンポスターの購入価格7,700円のうち4,700円分を補助(令和2年度末現在)

表 2-6 簡易コンポスター斡旋基数の推移

(単位:基)

項目	～平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
斡旋基数	357	17	9	5	12	6
(累計)	357	374	383	388	400	406

4. 収集運搬

4-1 ごみの排出方法

ごみの分別区分は、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物の5区分です。資源ごみは、さらに14種類の品目に細区分しています。

平成18年度から指定ごみ袋制度を導入し、燃えるごみ・燃えないごみについて有料化を行っています。また、粗大ごみについても処理券による有料化を行っています。有害ごみ・資源物は無料収集で、中身が見える透明袋もしくは半透明袋などに入れて排出します。

表 2-7 ごみの分別区分・排出方法

分別区分		収集頻度	排出方法	
①燃えるごみ		週1回 ※7~9月は週2回の区域あり	指定ごみ袋	
②燃えないごみ		月1回	指定ごみ袋	
③粗大ごみ		月1回	事前申込制、処理券	
④有害ごみ		月1回	透明袋もしくは半透明袋	
資源物	⑤空缶	月2回もしくは月1回	透明袋もしくは半透明袋	
	⑥空きビン	月2回		
	⑦ペットボトル	月2回		
	紙類	⑧その他紙容器 (雑紙)	月2回もしくは月1回	紙やビニールのひもで十字に縛る
		⑨紙パック (牛乳パック等)	月2回もしくは月1回	
		⑩段ボール	月2回もしくは月1回	
		⑪新聞	月2回もしくは月1回	
		⑫雑誌	月2回もしくは月1回	
	プラスチック容器	⑬プラスチック容器	週1回もしくは月3回	透明袋もしくは半透明袋
		⑭白色トレイ	月1回	
		⑮発泡スチロール	月1回	縛る
	⑯廃食用油		月2回	購入容器もしくはペットボトル
	⑰衣類		月2回	透明袋もしくは半透明袋
⑱スプレー缶 (カセットボンベ含む)		月1回	中身を使い切るもしくはガス抜きを行う	

4-2 収集運搬方法

家庭から排出されるごみは戸別収集を実施しています。なお、粗大ごみについては事前申込制による戸別収集としています。収集運搬の形態は委託です。

4-3 事業系ごみの取扱い

事業系ごみの処理責任は、排出事業者にあります。しかし、浜中町内には最終処分の許可業者がないことから、事業者が自ら処理できない場合は、町のごみ処理施設へ搬入し処理を依頼します。なお、一部は町による収集運搬をしています。

5. 中間処理

5-1 資源物の処理

浜中町リサイクルセンターにおいて、資源物の選別、圧縮・梱包、保管を行っています。施設は、最終処分場の隣接地に整備し、平成12年に供用開始しました。

表 2-8 浜中町リサイクルセンターの概要

項目	内容
名称	浜中町リサイクルセンター
所在地	浜中町茶内東5線48番地
処理対象物	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類
処理能力	2.2 t/日
処理方法	選別、圧縮・梱包、保管
供用開始	平成12年4月

表 2-9 資源化量の推移

(単位:t)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
空缶	42.72	37.43	39.47	36.29	37.19
空ビン	71.77	66.35	63.79	63.34	64.72
ペットボトル	27.72	28.60	26.39	28.63	30.41
ダンボール	100.70	88.80	89.11	84.55	85.79
新聞	70.92	64.78	61.19	56.17	60.49
雑誌	60.42	50.04	44.36	49.41	46.58
牛乳パック	0.11	0.06	0.07	0.12	0.03
白色トレイ	0.12	0.34	0.04	0.02	0.03
プラスチック容器	39.02	39.52	37.11	41.83	42.44
発泡スチロール	3.79	4.04	3.37	3.63	3.93
その他紙容器(雑紙)	49.84	47.49	47.52	45.08	43.90
廃食用油	3.71	4.09	2.84	3.42	4.41
衣類	3.60	3.19	3.15	2.91	3.30
雑鉄	32.43	31.90	28.47	23.87	30.59
小型家電	14.85	12.28	11.56	11.91	13.01
計	521.72	478.91	458.44	451.16	466.82

5-2 燃えるごみの処理

燃えるごみ及び破碎した粗大ごみ（可燃）は、根室市に処理を委託しています。昭和 56 年に供用開始した根室市じん芥焼却場において焼却処理しています。

表 2-10 根室市じん芥焼却場の概要

項目	内容
名称	根室市じん芥焼却場
所在地	根室市幌茂尻 77 番地 2
処理能力	100 t / 日 (50 t / 16h × 2 炉)
処理方式	准連続燃焼式、ストーカ炉
供用開始	昭和 56 年 4 月 (平成 13 年～15 年に排ガス高度処理施設等整備工事を実施)

表 2-11 焼却処理量の推移

(単位:t)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
根室市搬入	1,470.26	1,495.79	1,482.47	1,479.48	1,636.96

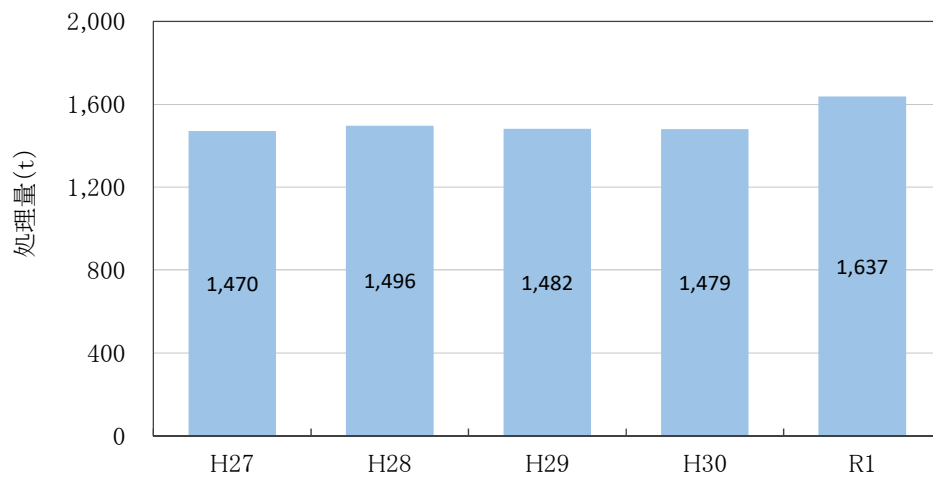


図 2-5 焼却処理量の推移

6. 最終処分

最終処分場は、平成10年4月に供用開始し、燃えないごみやリサイクル残渣、下水道汚泥の埋立処分を行っています。埋立期間は15年間を計画していましたが、ごみ減量化・資源化の取り組みにより施設延命化が図られています。

表 2-12 浜中町廃棄物最終処分場の概要

項目	内容
名称	浜中町廃棄物最終処分場
所在地	浜中町茶内東5線46番地
敷地面積	22,190m ²
埋立面積	9,920m ²
埋立容量	43,300m ³
埋立構造	準好気性埋立、サンドイッチ方式
供用開始	平成10年4月
付帯設備	管理棟、計量機、破碎機

表 2-13 埋立処分量の推移

(単位:t)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
家庭系ごみ	計画収集	33.21	30.89	27.14	30.31	29.08
	直接持込	201.71	126.13	88.18	79.77	65.88
事業系ごみ		30.12	26.50	71.65	173.54	39.26
リサイクル残渣		1.45	1.52	1.62	3.45	2.65
下水道汚泥		393.16	469.96	488.05	589.23	446.04
合計		659.65	655.00	676.64	876.29	582.91

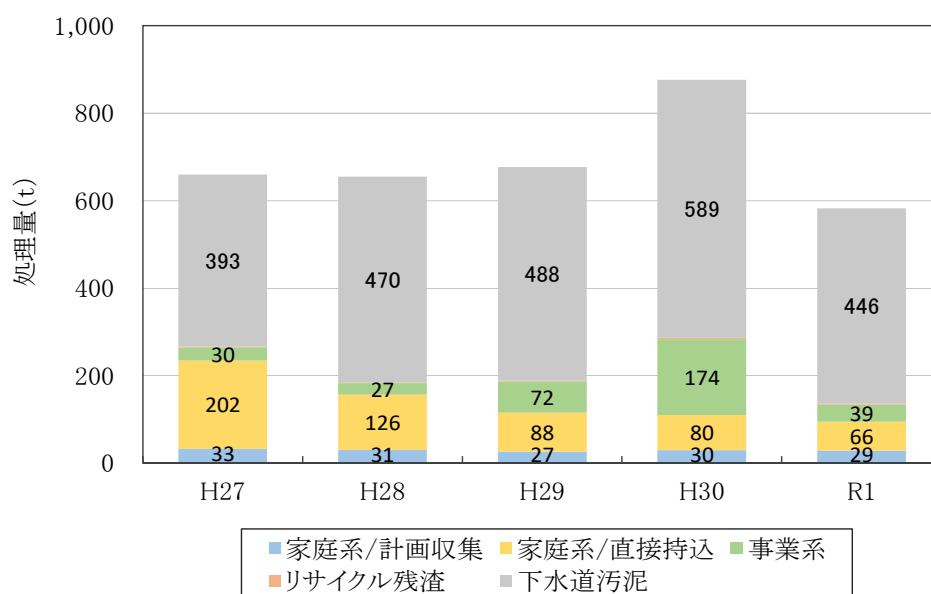


図 2-6 埋立処分量の推移

7. ごみ処理の評価

7-1 ごみ排出量原単位

北海道及び全国のごみ排出量原単位は、減少傾向にあります。浜中町では年度によって増加あるいは減少しており、北海道及び全国の値を上回っています。

釧路管内の市町村との比較では、平成30年度実績において、ほぼ中間に位置しています。ごみ排出抑制を継続的に努めていく必要があります。

表 2-14 ごみ排出量原単位の推移

(単位:g/人・日)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
浜中町	家庭系ごみ	935	916	901	946	967
	事業系ごみ	85	70	96	142	76
	合計	1,020	986	997	1,088	1,043
北海道	984	970	961	969	—	
全国	939	925	920	918	—	

※北海道及び全国の令和元年度値は未公表

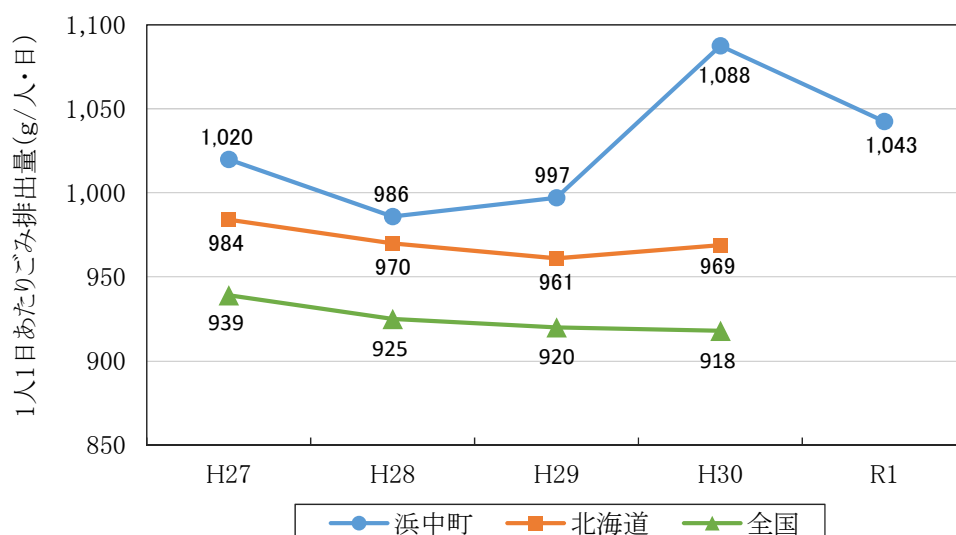


図 2-7 ごみ排出量原単位の推移

表 2-15 周辺市町村のごみ排出量原単位

(単位:g/人・日)

市町村名	原単位	市町村名	原単位
浜中町	1,088	標茶町	937
釧路市	1,117	弟子屈町	1,124
釧路町	1,205	鶴居村	938
厚岸町	1,066	白糖町	886

※平成30年度実績

7-2 リサイクル率

浜中町におけるリサイクル率は、平成29年度までは北海道及び全国の値を上回っていますが、平成30年度は北海道の値を下回りました。

釧路管内の市町村との比較では、平成30年度実績において、ほぼ中間に位置しています。

リサイクル率の大幅な増加は難しいですが、循環型社会の形成に向けて、資源化を推進していく必要があります。

$$\text{※リサイクル率(\%)} = \frac{\text{直接資源化量(t/年)} + \text{中間処理後再生利用量(t/年)} + \text{集団回収量(t/年)}}{\text{ごみの総処理量(t/年)} + \text{集団回収量(t/年)}}$$

※集団回収量(t/年) = 自治会・町内会が実施する資源物回収量

表 2-16 リサイクル率の推移

項目			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
浜中町	資源化量	資源物量	t	521.72	478.91	458.44	451.16	466.82
		集団回収量	t	77.70	65.20	72.14	74.09	74.67
		合計	t	599.42	544.10	530.58	525.26	541.49
	ごみ総処理量	t	2,278.36	2,158.02	2,142.82	2,300.67	2,147.12	
	リサイクル率	—	25.4%	24.5%	24.0%	22.1%	24.4%	
北海道	—	24.3%	23.3%	22.7%	23.9%	—		
全国	—	20.4%	20.3%	20.2%	19.9%	—		

※北海道及び全国の令和元年度値は未公表

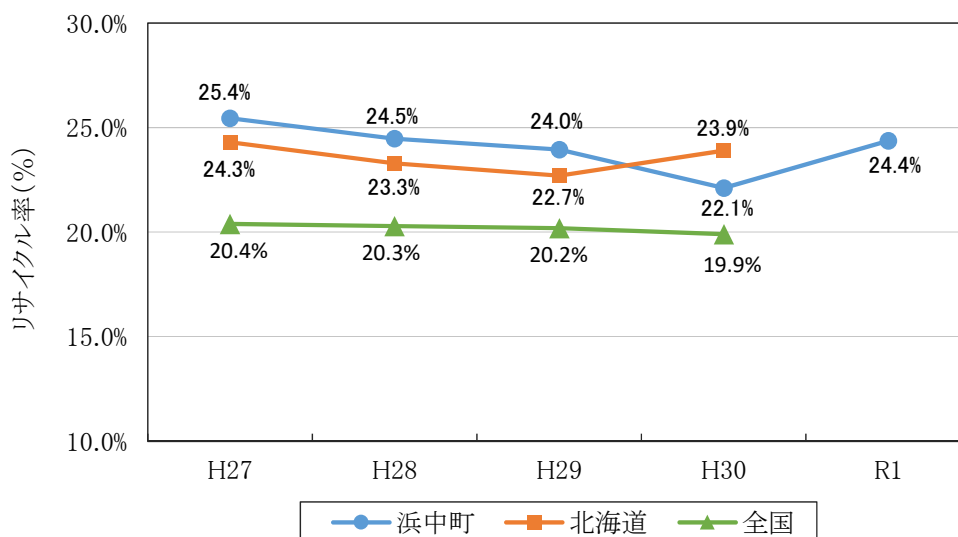


図 2-8 リサイクル率の推移

表 2-17 周辺市町村のリサイクル率

市町村名	リサイクル率	市町村名	リサイクル率
浜中町	22.1%	標茶町	20.7%
釧路市	18.7%	弟子屈町	25.1%
釧路町	23.6%	鶴居村	24.5%
厚岸町	25.4%	白糠町	13.4%

※平成30年度実績

7-3 最終処分率

浜中町における最終処分率は10%前後で推移しており、令和元年度最終処分率は6.4%です。

釧路管内の市町村との比較では、平成30年度実績においてはやや高くなっていますが、過去5年間の推移を勘案すると、中間に位置していると言えます。

$$\text{※最終処分率(\%)} = \frac{\text{最終処分量(t/年)}}{\text{ごみ排出量(t/年)}}$$

表 2-18 最終処分率の推移

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最終処分量	t	266.49	185.04	188.59	287.06	136.87
ごみ排出量	t	2,278.36	2,158.02	2,142.82	2,300.67	2,147.12
最終処分率	—	11.7%	8.6%	8.8%	12.5%	6.4%

※最終処分量は下水道汚泥を含まない量

表 2-19 周辺市町村の最終処分率

市町村名	最終処分率	市町村名	最終処分率
浜中町	12.5%	標茶町	15.6%
釧路市	12.5%	弟子屈町	5.3%
釧路町	7.4%	鶴居村	9.8%
厚岸町	20.1%	白糠町	4.5%

※平成30年度実績

7-4 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

浜中町におけるごみ処理に伴う1人1日あたりの温室効果ガス排出量は、令和元年度において約0.07kg-CO₂です。日本の排出量は、平成30年度において0.41kg-CO₂です。

比較する年度が異なりますが、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量は、全国値より少なくなっています。

表 2-20 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

区分		排出量	温暖化係数	排出量 (CO ₂ 換算)
収集過程における温室効果ガスの排出量	①収集車両の燃料消費に伴う温室効果ガス (CO ₂)	104,921.08kg-CO ₂ /年	1	104,921kg-CO ₂ /年
	②自動車の走行に伴う温室効果ガス (CH ₄ 、N ₂ O)	2.37kg-CH ₄ /年 4.56kg-N ₂ O/年	25 298	1,417kg-CO ₂ /年
中間処理過程における温室効果ガスの排出量	③中間処理における燃料消費に伴う温室効果ガス (CO ₂)	3,643.46kg-CO ₂ /年	1	3,643kg-CO ₂ /年
	④中間処理における電気使用に伴う温室効果ガス (CO ₂)	7,284.72kg-CO ₂ /年	1	7,285kg-CO ₂ /年
最終処分過程における温室効果ガスの排出量	⑤最終処分における燃料消費に伴う温室効果ガス (CO ₂)	19,911.67kg-CO ₂ /年	1	19,912kg-CO ₂ /年
	⑥最終処分における電気使用に伴う温室効果ガス (CO ₂)	9,374.40kg-CO ₂ /年	1	9,374kg-CO ₂ /年
温室効果ガス排出量合計				146,552kg-CO ₂ /年
人口1人1日あたり温室効果ガス排出量				0.07kg-CO ₂ /人・日

※令和元年度実績

※根室市委託処理分は含まず

8. ごみ処理に関する課題

8-1 ごみ排出量の削減

町民及び事業者の協力のもとごみ排出抑制に努めていますが、必ずしもごみ排出量削減が進んでいるとは言えない状況にあります。

北海道では、ごみ排出量原単位について、令和6年度 900 g/人・日の目標を掲げています。町民や事業者の意識をより高め、ごみ排出量削減に努めていくことが必要です。

8-2 リサイクル率の向上

令和元年度のリサイクル率は24.4%です。平成27年度の25.4%よりも減少しています。

北海道では、リサイクル率について、令和6年度30%以上の目標を掲げています。

町民及び事業者に対する啓発活動を強化してリサイクル向上の意識を高め、ごみの分別徹底を図ることが求められます。

8-3 最終処分場の計画的な整備

浜中町の最終処分場は、埋立期間15年間を計画していましたが、ごみ減量化・資源化の取り組みの推進により延命化が図られ、既に供用開始から21年が経過しました。

ごみ排出量の削減及び分別の徹底を図り、最終処分量の削減に努めながら、最終処分場の埋立満了時期を的確に見込み、次期最終処分場の計画的な整備を進めることが必要です。

8-4 大規模災害に備えたごみ処理体制の整備

近年、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震などの地震災害、平成28年8月の北海道豪雨や令和元年10月の台風19号などの水害といった大規模災害が相次いで発生しています。

災害廃棄物処理計画を策定し、大規模災害時においても適正なごみ処理を行うことができる体制の整備が必要です。

第2章 ごみ処理の基本方針

1. ごみ処理に係る理念・目標

近年、新興国の経済発展や急激な人口増加等に伴い天然資源の消費が拡大し、限りある資源が減少しています。また、化石燃料等のエネルギー消費に伴い二酸化炭素排出量が増加し、地球温暖化が問題となっています。このため、資源回収やエネルギー効率の向上などにより、天然資源投入量の削減や環境負荷の低減に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会を構築していくことが求められています。

今後も人口減少及び高齢化のさらなる進行が想定される中、循環型社会の実現に向けて町民・事業者・行政が協働して取り組みを進めていきます。

ごみ処理の目標

環境への負荷の少ない循環型社会の構築

2. ごみ処理の基本方針

ごみ処理の目標として掲げる「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」の達成に向け、町民・事業者・行政が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。そして、ごみ排出抑制・リサイクルの推進などにより環境負荷をできる限り少なくし、ごみとして排出されたものを適正処理していく体制を確保していくことが大切です。

そこで、本計画では次の基本方針を掲げ、ごみ処理に関する各種施策を進めていきます。

- ① 町民・事業者へのより一層の啓発を实践し、ごみ発生抑制・減量化を推進します。
- ② ごみの分別排出の徹底を促進し、リサイクルの向上を図ります。
- ③ 最終的にごみとして排出されたものについて、適正に処理・処分して環境への負荷を可能な限り与えないようにします。
- ④ 町民・事業者・行政の責任・役割を明確にし、相互協力及び連携して取り組みを推進します。

3. ごみ処理に関する数値目標

ごみ処理に関する数値目標は、次のとおりとします。

表 2-21 ごみ処理の目標

項目	令和元年度 (実績)	令和 12 年度 (目標)
家庭系ごみ排出量原単位	966.7 g/人・日	900 g/人・日
事業系ごみ排出量原単位	75.8 g/人・日	70 g/人・日
リサイクル率	24.4%	25.7%

第3章 ごみ排出量・処理量の見通し

1. ごみ排出量の見通し

1-1 行政区域内人口の推計

行政区域内人口は、「浜中町人口ビジョン」（2020年3月）の推計値とします。なお、浜中町人口ビジョンにおける推計は10年ごとのため、推計値が示されていない年度は直線補完して算出します。

1-2 家庭系ごみ排出量の推計

家庭系ごみのごみ排出量原単位について、令和12年度900g/人・日を目標とします。ごみ排出量原単位に行政区域内人口を乗じてごみ排出量を算出します。

家庭系ごみは、計画収集と直接持込がありますが、過去5年間の実績をもとに、計画収集の割合を69.1%とします。また、過去5年間の実績をもとに、ごみの分別区分ごとの排出量を算出します。

1-3 事業系ごみ排出量の推計

事業系ごみのごみ排出量原単位について、令和12年度70g/人・日を目標とします。ごみ排出量原単位に行政区域内人口を乗じてごみ排出量を算出します。

過去5年間の実績をもとに、ごみの分別区分ごとの排出量を算出します。

1-4 集団回収量の推計

過去5年間の実績をもとに、集団回収の原単位を36g/人・日とします。この原単位に行政区域内人口を乗じて集団回収量を算出します。

2. ごみ処理量の見通し

2-1 資源化処理量の推計

資源化処理量は、資源物量とします。

2-2 焼却処理量の推計

焼却処理量は、燃えるごみ量と粗大ごみ量の合計とします。

2-3 最終処分量の推計

最終処分量は、燃えないごみ量、リサイクル残渣量、下水道汚泥量の合計とします。

リサイクル残渣量は、過去5年間の実績をもとに、資源物量の0.5%とします。

下水道汚泥量は、下水道計画をもとに、令和7年度400t/年、令和12年度380t/年とし、その間の年度は直線補間して算出します。

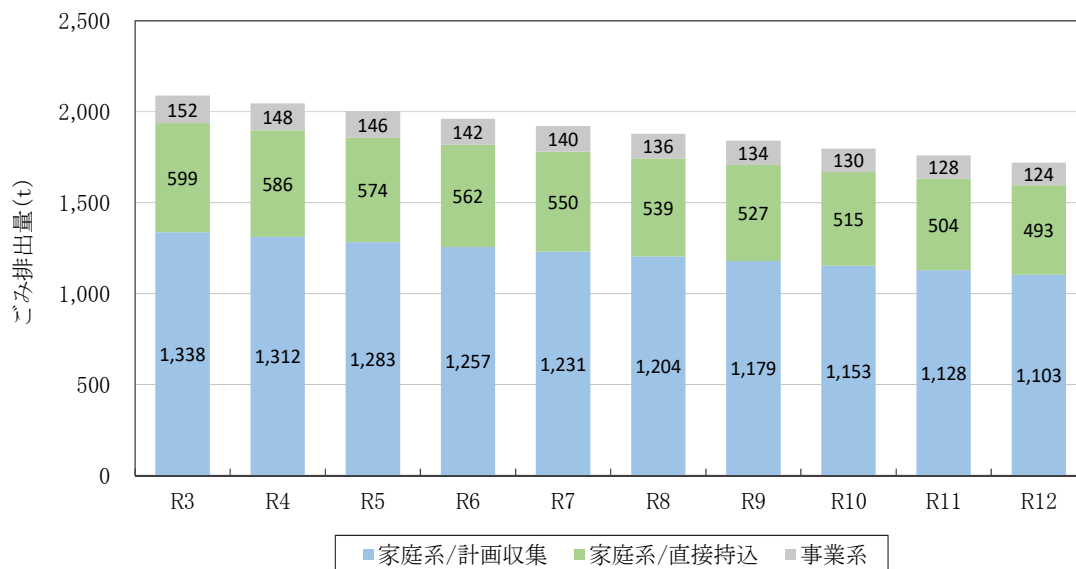


図 2-9 ごみ排出量の見通し

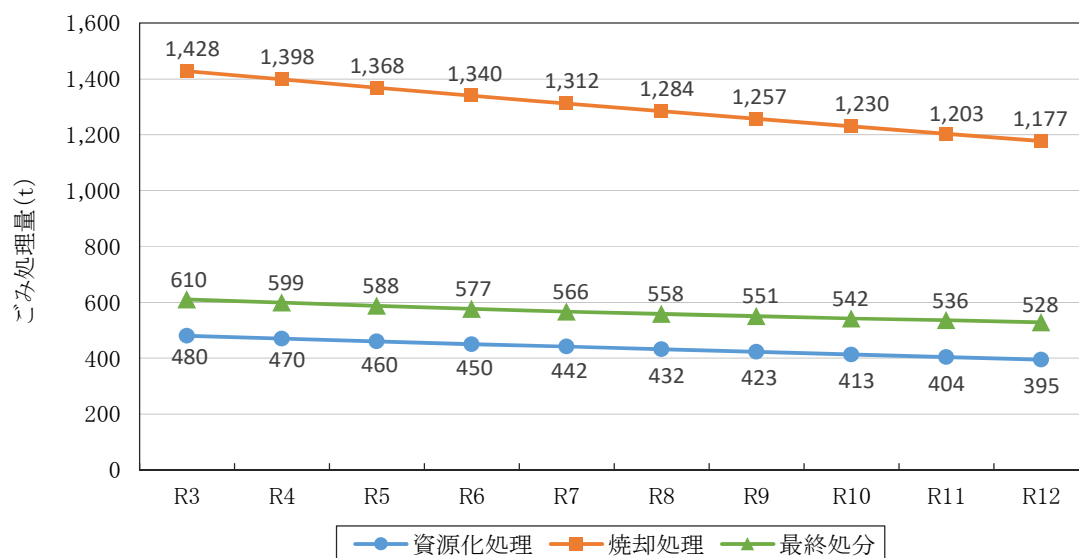


図 2-10 ごみ処理量の見通し

表 2-22 ごみ排出量・処理量の見通し

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	備考		
行政区内人口		人	5,556	5,479	5,401	5,323	5,246	5,168	5,090	5,012	4,935	4,857	①：人口ビジョン	
家庭系ごみ排出量原単位		g/人・日	955	949	942	936	930	924	918	912	906	900	②：令和12年度900g/人・日	
事業系ごみ排出量原単位		g/人・日	75	74	74	73	73	72	72	71	71	70	③：令和12年度70g/人・日	
ごみ排出量原単位合計		g/人・日	1,030	1,023	1,016	1,009	1,003	996	990	983	977	970		
家庭系ごみ	計画収集	燃えるごみ	t/年	923	906	886	867	850	831	814	797	779	761	⑥×69.0%
		燃えないごみ	t/年	30	30	29	29	28	27	27	26	26	25	⑥×2.3%
		粗大ごみ	t/年	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	⑥×0.8%
		資源物	t/年	371	363	355	348	341	334	327	319	312	306	⑥×27.7%
		有害ごみ	t/年	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	⑥×0.2%
		計	t/年	1,338	1,312	1,283	1,257	1,231	1,204	1,179	1,153	1,128	1,103	⑥=④×69.1%
	直接持込	燃えるごみ	t/年	151	147	144	141	138	135	132	130	126	125	⑦×25.2%
		燃えないごみ	t/年	104	102	100	98	96	94	92	89	88	86	⑦×17.4%
		粗大ごみ	t/年	256	251	246	241	235	231	226	220	216	211	⑦×42.8%
		資源物	t/年	87	85	83	81	80	78	76	75	73	71	⑦×14.5%
		有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	⑦×0.1%
		計	t/年	599	586	574	562	550	539	527	515	504	493	⑦=④×30.9%
合計		t/年	1,937	1,898	1,857	1,819	1,781	1,743	1,706	1,668	1,632	1,596	④=②×①×365日	
事業系ごみ	燃えるごみ	t/年	84	81	79	78	76	74	73	71	70	68	⑤×54.4%	
	燃えないごみ	t/年	43	42	42	40	40	39	38	37	36	35	⑤×28.5%	
	粗大ごみ	t/年	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	⑤×2.3%	
	資源物	t/年	22	22	22	21	21	20	20	19	19	18	⑤×14.8%	
	有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	⑤×0.0%	
	計	t/年	152	148	146	142	140	136	134	130	128	124	⑤=③×①×365日	
合計	燃えるごみ	t/年	1,158	1,134	1,109	1,086	1,064	1,040	1,019	998	975	954		
	燃えないごみ	t/年	177	174	171	167	164	160	157	152	150	146		
	粗大ごみ	t/年	270	264	259	254	248	244	238	232	228	223		
	資源物	t/年	480	470	460	450	442	432	423	413	404	395		
	有害ごみ	t/年	4	4	4	4	3	3	3	3	3	2		
	計	t/年	2,089	2,046	2,003	1,961	1,921	1,879	1,840	1,798	1,760	1,720		
(集団回収)		t/年	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	令和12年度36g/人・日	
(リサイクル率)		—	25.6%	25.6%	25.6%	25.6%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%	25.7%		
資源化处理		t/年	480	470	460	450	442	432	423	413	404	395		
焼却処理	家庭系ごみ	t/年	1,341	1,314	1,286	1,259	1,233	1,207	1,181	1,156	1,130	1,106		
	事業系ごみ	t/年	87	84	82	81	79	77	76	74	73	71		
	計	t/年	1,428	1,398	1,368	1,340	1,312	1,284	1,257	1,230	1,203	1,177		
最終処分	家庭系ごみ	t/年	134	132	129	127	124	121	119	115	114	111		
	事業系ごみ	t/年	43	42	42	40	40	39	38	37	36	35		
	リサイクル残渣	t/年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	資源物量×0.5%	
	下水道汚泥	t/年	431	423	415	408	400	396	392	388	384	380	令和7年度400t、令和12年度380t	
	計	t/年	610	599	588	577	566	558	551	542	536	528		

第4章 ごみ処理計画

1. 排出抑制・再資源化計画

1-1 啓発活動の推進

広報紙やホームページを活用してごみの排出抑制や再資源化等に関する情報を発信し、町民・事業者のごみに対する意識の向上を図ります。

1-2 集団回収の促進

自治会・町内会が自主的に資源物の回収を行う集団回収は、ごみの排出抑制や資源化に効果があるばかりでなく、地域住民への啓発効果が期待されます。このため、「資源物リサイクル活動奨励交付金制度」を継続し、集団回収の取り組みを奨励します。

1-3 生ごみ堆肥化の促進

家庭における生ごみの減量を図るため、コンポスト容器による堆肥化を推進させるための啓発を行います。また、「簡易コンポスター斡旋活動」を継続し、普及・促進を図ります。

1-4 生ごみ減量化の推進

家庭から排出される生ごみには、食べ残しや手つかずの食品といった食品ロスが多く含まれており、食べ切りや食材の使い切りによる食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないということだけでなく、ごみの削減にもつながります。また、生ごみには、水分が多く含まれており、生ごみを捨てる前に乾燥や水切りを行うことで、生ごみの水分を減らすことができます。このため、食品ロス削減や水切りなどの行動実践に向けた啓発活動を行います。

令和元年10月施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定に努めます。

1-5 マイバッグ運動の推進

町民及び事業者と連携してマイバッグ運動を広め、買い物の際のマイバッグ持参やレンタルかごの活用を啓発し、レジ袋や包装紙等の削減を推進します。

1-6 燃えないごみ・粗大ごみからの資源回収

燃えないごみ・粗大ごみには、鉄などの有用かつ回収が容易な資源が含まれています。このため、引き続き、資源の選別・回収を行います。

2. 収集運搬計画

2-1 収集運搬の範囲

ごみの収集運搬をする区域は、浜中町の行政区域内を対象とします。

収集運搬するごみの種類は、家庭及び一部の事業所から排出されるごみを対象とします。

2-2 収集運搬の主体

ごみの収集運搬は、委託により行います。

2-3 収集運搬方法

家庭等から排出されるごみは、地域ごとに収集日を決め、戸別収集をします。

2-4 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、現状と同じ、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物の5区分とします。資源ごみは、さらに14種類の品目（空缶・空きビン・ペットボトル・その他紙容器・紙パック・段ボール・新聞・雑誌・プラスチック容器・白色トレイ・発泡スチロール・廃食用油・衣類・スプレー缶）に細区分します。

資源物は、浜中町リサイクルセンターで選別・圧縮・梱包処理を行い、リサイクルしますが、資源物が燃えるごみや燃えないごみに混入すると、リサイクルされずに焼却処理あるいは埋立処分されます。リサイクル率の向上及び最終処分量の削減のためにも資源物の分別は重要であることから、町民及び事業者に対して分別の徹底を促します。

2-5 高齢化社会に対応した町民サービスの確保

高齢化社会が進む中、ごみ出し作業が難しい高齢者を支援するため、ごみを家屋内から運び出すなどのサポートのあり方を検討します。また、その際の声かけなどによる安否確認についても検討します。

3. 中間処理計画

3-1 ごみの広域処理の継続

燃えるごみ等の可燃性のものは、根室市に委託して根室市じん芥焼却場において焼却処理しています。今後ごみの広域処理を継続します。

なお、根室市では、施設の老朽化に伴い新たな処理施設の建設を計画しています。新施設供用開始後も、広域処理によってごみの衛生的かつ安定的な処理を行います。

3-2 資源物のリサイクル推進

町民・事業者が分別した資源物を浜中町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮等の処理を行い再生利用することは、リサイクルを推進するうえで基本的かつ効果的な方策です。

このため、資源物の分別排出の必要性や重要性について、町民及び事業者に広く周知し、資源物の分別排出の徹底に努めます。また、分別排出された資源物は、引き続き、浜中町リサイクルセンターにおいて処理し、資源の回収を行います。

3-3 施設の適切な維持管理の実施

ごみの適正処理を実施するためには、施設の維持管理を適切に行っていくことが重要です。施設の状況に合わせた計画的かつ適切な維持管理を行います。

なお、浜中町リサイクルセンターの老朽化等による抜本的な対策の必要が生じた場合には、計画的に対策の検討を行います。

4. 最終処分計画

4-1 最終処分場の延命化の推進

ごみ排出削減及びリサイクルにより埋立処分量の削減を図り、浜中町廃棄物最終処分場の延命化を推進します。

また、移動式破砕機による粗大ごみの破砕処理及び鉄回収等を行い、最終処分するごみの減量化・減容化を図ります。

4-2 施設の適切な維持管理の実施

適正な埋立方法によるごみの飛散防止や施設の点検整備等の維持管理、浸出水や周辺地下水の定期的な水質検査等を適切に実施することにより、環境影響・負荷を抑えた衛生的かつ安定的な埋立処分を行います。

4-3 最終処分場の整備

浜中町廃棄物最終処分場の埋立満了時期を適切に把握し、新たな施設の整備を検討・計画していきます。

第5章 計画達成のための施策

1. 町民・事業者・行政の行動指針

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、これまでの大量消費・大量廃棄の社会構造そのものを変えていく必要があります。町民・事業者・行政が身近なところから取り組みを実践することが求められます。そのための具体的な行動を定め、協働による取り組みを推進します。

1-1 町民の取り組み

- 大量消費・大量廃棄のライフスタイルを見直し、ごみを出さない工夫をします。
- 商品の購入後、すぐに使用しなくなる可能性のあるものは購入を自粛します。
- 商品の購入後は、修理等をしてできる限り長く大切に使用します。
- スーパー等の過剰包装を辞退するとともに、マイバッグや買い物かご等を持参してレジ袋の使用自粛に努めます。
- フリーマーケットや不用品交換の場に積極的に参加します。
- 自治会や町内会が実施する集団回収に参加します。
- 資源物の分別収集を徹底します。
- 食品ロスの削減のため、食品の買い置きや消費期限・賞味期限を確認するとともに、食事の量は食べ残しが発生しないようにします。

1-2 事業者の取り組み

- 詰め替え製品の販売を促進し、消費者が廃棄する容器包装を削減するよう努めます。
- 過剰包装を抑制し、包装は必要最小限にします。
- 商品がごみとなった場合にその処理が困難とならないように努めます。
- 再生利用可能な商品の販売に努めます。
- 再生品の普及に向け、表示や陳列等の工夫をします。
- 自家処理システムを確立するよう努めます。
- 紙類・ダンボール・発泡スチロール等を多く発生する事業者は、積極的にそのリサイクルを図るようになります。

1-3 行政の取り組み

- 町民・事業者・行政の役割を明確にし、ごみ排出抑制・リサイクルに関する施策の推進に努めます。
- 率先してごみ排出抑制・リサイクル、再生品の利用に取り組みます。
- 再生品の利用拡大に向けた啓発や各種イベントを開催します。
- 町民・事業者の取り組み促進に向け、環境教育や学習等の普及啓発の充実に努めます。
- 町民や事業者が行うごみ排出抑制や資源化の取り組みに対する支援・情報提供を行います。

2. ごみの適正処理・環境保全

2-1 不法投棄の防止

不法投棄は、良好な地域環境を損ない、環境汚染を引き起こす懸念があります。警察等の関係機関と連携してパトロールを実施するとともに、町民や事業者の協力のもと監視体制の強化に努めます。

2-2 適正処理困難物等への適切な対応の推進

浜中町では、ごみ処理施設における適正処理が困難なもの、家電リサイクル品等の全国的なリサイクルシステムが確立されているものなどの収集・処理は行っていません。町民・事業者による適切な排出がなされるよう啓発・指導していきます。

2-3 災害廃棄物の処理体制の確立

大規模な地震や水害等が発生した際には、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、早期に生活環境の回復を図る必要があります。このため、災害廃棄物処理計画を策定し、災害時の処理体制の確立に努めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理体制

生活排水は、日常生活において家庭から排出される汚水を示し、し尿と生活雑排水（台所・風呂等から生じる排水）に分けられます。

浜中町では、公共下水道を中心に、農業集落排水施設・漁業集落排水施設・合併処理浄化槽により生活排水処理を行っており、それらの処理水は河川などの公共用水域に排出しています。

し尿及び浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターで希釈した後下水道放流し、霧多布クリーンセンターにおいて処理しています。

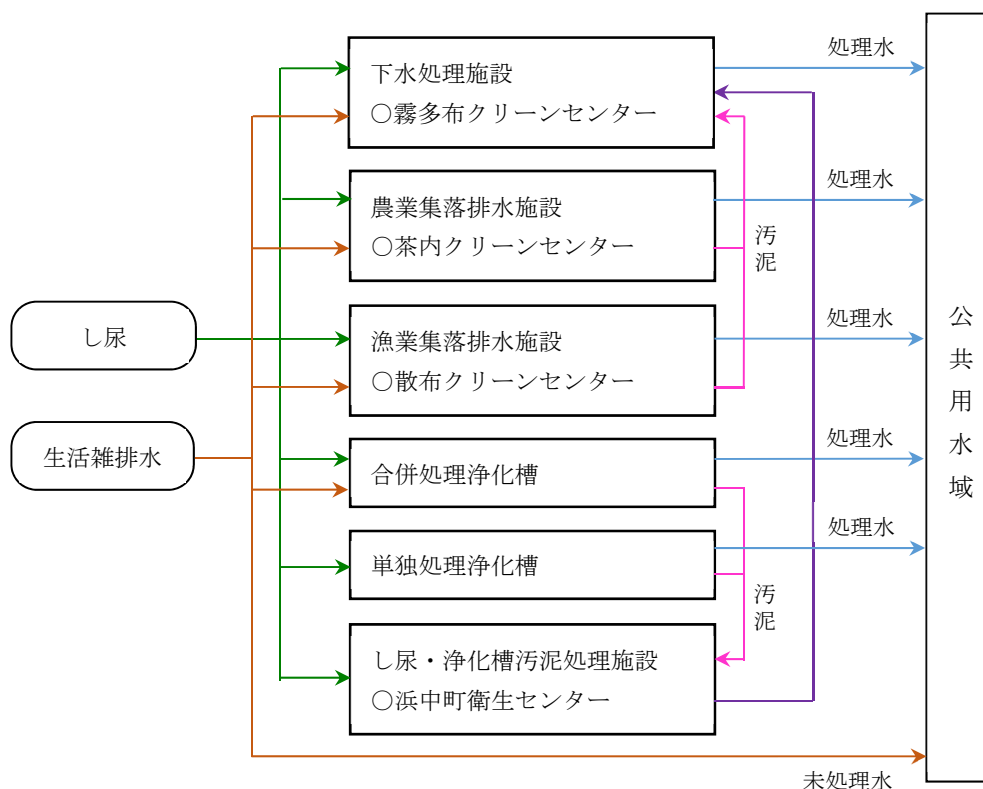


図 3-1 生活排水処理フロー

2. 生活排水処理の現状

2-1 生活排水処理形態別人口

し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口割合を示す生活排水処理率は、年々増加しており、令和元年度は83.6%となっています。

生活排水処理の中心は、全体の約39%を占めている公共下水道であり、次いで約19%の農業集落排水と合併処理浄化槽となっています。

表 3-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口	6,120	5,996	5,887	5,796	5,643
1. 生活排水処理人口	4,698	4,653	4,622	4,662	4,720
公共下水道	2,268	2,221	2,201	2,236	2,211
農業集落排水	1,016	1,047	1,030	1,050	1,064
漁業集落排水	390	385	382	391	383
合併処理浄化槽	1,024	1,000	1,009	985	1,062
2. 生活排水未処理人口	1,422	1,343	1,265	1,134	923
単独処理浄化槽	6	6	6	6	6
し尿汲み取り	1,416	1,337	1,259	1,128	917
(生活排水処理率)	76.8%	77.6%	78.5%	80.4%	83.6%

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

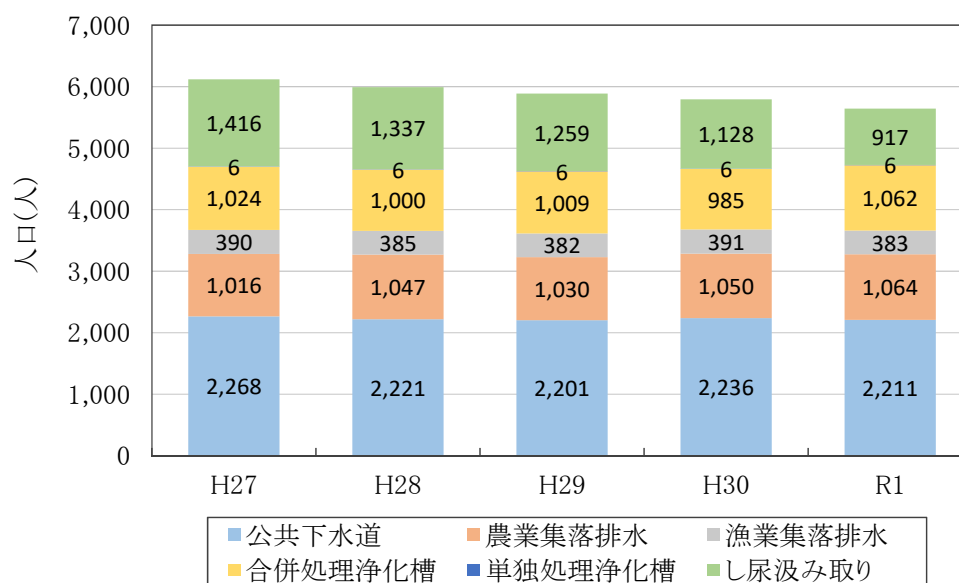


図 3-2 生活排水処理形態別人口の推移

2-2 公共下水道

公共下水道事業は、霧多布地区周辺において特定環境保全公共下水道として平成8年度に整備事業に着手しました。平成11年度に霧多布クリーンセンターが完成し、下水道の供用を開始しました。

水洗化率は年々増加しており、令和元年度は89.9%となっています。

表 3-2 特定環境保全公共下水道の概要

項目	内容
対象地域	霧多布地区
計画区域	217ha
計画人口	2,600人
処理能力	1,530m ³ /日
処理施設	霧多布クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成11年度

表 3-3 特定環境保全公共下水道の水洗化率

年度	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率
平成27年度	2,779	2,268	81.6%
平成28年度	2,711	2,221	81.9%
平成29年度	2,634	2,201	83.6%
平成30年度	2,559	2,236	87.4%
令和元年度	2,459	2,211	89.9%

2-3 農業集落排水

農業集落排水事業は、農村集落部の生活環境の向上及び農業生産の拡大を図るために、茶内地区において整備を行い、平成16年度に供用を開始しました。

水洗化率は年々増加しており、令和元年度は99.9%となっています。

表 3-4 農業集落排水施設の概要

項目	内容
対象地域	茶内地区
計画区域	71ha
計画人口	1,630人
処理能力	480m ³ /日
処理施設	茶内クリーンセンター
処理方式	オキシデーショondiッチ法
供用開始	平成16年度

表 3-5 農業集落排水事業の水洗化率

年度	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率
平成27年度	1,106	1,016	91.9%
平成28年度	1,082	1,047	96.8%
平成29年度	1,100	1,030	93.6%
平成30年度	1,118	1,050	93.9%
令和元年度	1,065	1,064	99.9%

2-4 漁業集落排水

漁業集落排水事業は、漁港周辺町の集落の生活環境の向上及び漁業基盤の安定を図るために、火・丸山・藻散布地区において整備を行い、平成 21 年度に供用を開始しました。

水洗化率は年々増加しており、令和元年度は 80.0%となっています。

表 3-6 漁業集落排水施設の概要

項目	内容
対象地域	火・丸山・藻散布地区
計画区域	23ha
計画人口	760 人
処理能力	240m ³ /日
処理施設	散布クリーンセンター
処理方式	オキシデーションディッチ法
供用開始	平成 21 年度

表 3-7 漁業集落排水事業の水洗化率

年度	処理区域内 人口(人)	水洗化人口 (人)	水洗化率
平成27年度	507	390	76.9%
平成28年度	498	385	77.3%
平成29年度	492	382	77.6%
平成30年度	492	391	79.5%
令和元年度	479	383	80.0%

2-5 合併処理浄化槽

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全、公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽設置に対する補助を行っています。

農村地区における合併処理浄化槽の普及は進んでおり、令和元年度の水洗化率は79.6%となっています。その一方、漁村地区における普及が遅れており、令和元年度の水洗化率は23.9%となっています。

表 3-8 合併処理浄化槽設置整備事業補助の概要

項目	内容
補助金額	5人槽：90万円、7～10人槽：95万円
補助基数	年間6基（6基を超える場合は要相談）
対象地域	公共下水道整備計画区域外
対象住宅	住宅面積の1/2以上が居住用

表 3-9 合併処理浄化槽の水洗化率（農村地区）

年度	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率
平成27年度	1,253	919	73.3%
平成28年度	1,250	899	71.9%
平成29年度	1,216	906	74.5%
平成30年度	1,197	882	73.7%
令和元年度	1,204	958	79.6%

表 3-10 合併処理浄化槽の水洗化率（漁村地区）

年度	処理区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率
平成27年度	475	105	22.1%
平成28年度	455	101	22.2%
平成29年度	445	103	23.1%
平成30年度	430	103	24.0%
令和元年度	436	104	23.9%

3. し尿・浄化槽汚泥の排出量

令和元年度に排出されたし尿量は1,862kL、浄化槽汚泥量は823kL、合計2,684kLです。し尿・浄化槽汚泥排出量は、平成27年度から令和元年度の5年間で約6.6%減少しました。

表 3-11 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

(単位:kL)

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
排出量	し尿	2,055.00	1,908.40	1,909.35	1,794.40	1,861.80
	浄化槽汚泥	818.35	804.20	833.00	835.85	822.55
	合計	2,873.35	2,712.60	2,742.35	2,630.25	2,684.35
処理量	原水	2,888.90	2,603.10	2,983.10	2,854.10	2,934.60
	希釈水	15,358.00	14,751.00	14,469.00	14,436.00	12,363.00
	下水投入量	18,449.00	17,268.00	17,851.00	17,704.00	15,576.00

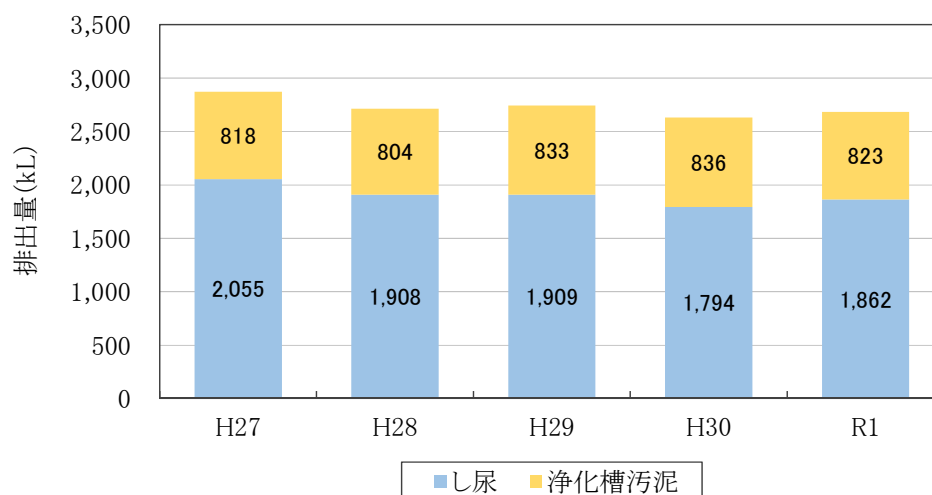


図 3-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の推移

4. し尿・浄化槽汚泥の処理

4-1 収集運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、委託により行っています。収集したし尿・浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターに搬入します。

4-2 処理

し尿及び浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターにおいて希釈等を行います。希釈水として、浜中町廃棄物最終処分場において発生する浸出水及び河川水を使用します。

希釈後は下水道放流し、霧多布クリーンセンターにおいて処理します。

表 3-12 浜中町衛生センターの概要

項目	内容
名称	浜中町衛生センター
所在地	浜中町茶内東5線36番地
敷地面積	4,800m ²
処理能力	67.5m ³
処理方法	希釈等+下水道放流
供用開始	平成元年7月

5. 生活排水処理に関する課題

5-1 生活排水処理率の向上

公共下水道を中心とした生活排水の適正処理推進により、生活排水処理率は年々増加しており、令和元年度は83.6%となっています。

公共下水道等が整備されている区域にある未接続世帯に対する啓発・指導を行い、さらなる生活排水処理率向上に努めていく必要があります。

5-2 合併処理浄化槽の普及

集合処理を行っていない区域では、合併処理浄化槽を設置して生活排水処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上に努めることが求められます。

単独処理浄化槽あるいはし尿汲み取りによりし尿の処理を行っている世帯に対して、合併処理浄化槽の設置に向けた啓発・指導が必要です。

5-3 処理施設の整備

浜中町衛生センターは、供用開始してからすでに31年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

し尿・浄化槽汚泥の排出量の推移を勘案し、今後の処理方法や施設整備等についての検討が求められます。

第2章 生活排水処理の基本方針

1. 生活排水処理に係る理念・目標

生活環境を向上させ、川や海などの自然環境を保全し、快適で魅力あるまちづくりを進めるために生活雑排水の処理は重要です。

浜中町では、これまで公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽の普及に努め、公共用水域の汚濁防止や生活環境の改善を図ってきました。

今後とも良好な生活環境の確保をするため、生活排水の適正処理を図っていきます。このため、生活排水対策の基本として水の適正利用に関する啓発を行うとともに、生活排水処理の普及に努めていきます。

生活排水処理の目標

生活環境保全に向けた生活排水処理の充実

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の目標として掲げる「生活環境保全に向けた生活排水処理の充実」の達成に向け、町民・事業者・行政が共通の理解をもち、ともに協力していくことが大切です。そして、これまで進めてきた生活排水対策のさらなる充実を図り、環境負荷をできる限り少なくしていくことが大切です。

そこで、本計画では次の基本方針を掲げ、生活排水の適正処理を進めていきます。

- ① 公共下水道・農業集落排水・漁業集落排水の処理区域においては、未接続者に対する接続の指導を行います。
- ② 集合処理が難しい地域においては、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ③ 合併処理浄化槽の定期的な保守点検・清掃・検査を実施するよう指導を行います。
- ④ 家庭でできる台所での排水対策や洗濯時の排水対策などについて、町民への広報・啓発活動を強化し、周知を図ります。

3. 生活排水処理に関する数値目標

令和 12 年度の生活排水処理率について、95.3%を目標とします。

表 3-13 生活排水処理の目標

項目	令和元年度 (実績)	令和 12 年度 (目標)
行政区域内人口	5,643 人	4,857 人
生活排水処理人口	4,720 人	4,630 人
生活排水処理率	83.6%	95.3%

第3章 生活排水処理計画

1. 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体は、次のとおりとします。

表 3-14 生活排水の処理主体

処理形態	処理主体	対象とする生活排水
公共下水道事業	浜中町	し尿、生活雑排水、し尿処理施設処理水
農業集落排水事業	浜中町	し尿、生活雑排水
漁業集落排水事業	浜中町	し尿、生活雑排水
合併処理浄化槽	個人等	し尿、生活雑排水
し尿処理施設	浜中町	し尿、浄化槽汚泥

2. 生活排水処理形態別人口の見通し

2-1 行政区域内人口の推計

行政区域内人口は、「浜中町人口ビジョン」（2020年3月）の推計値とします。なお、浜中町人口ビジョンにおける推計は10年ごとのため、推計値が示されていない年度は直線補間して算出します。

2-2 公共下水道人口の推計

公共下水道事業における水洗化率は令和元年度において89.9%であり、過去5年間の平均増加割合は2.1%と水洗化が進んでいます。

処理区域内人口は下水道計画をもとに、令和7年度2,320人、令和12年度2,150人とし、その間の年度は直線補間して算出します。水洗化率は令和12年度100%を目標とします。

2-3 農業集落排水人口の推計

農業集落排水事業における水洗化率は令和元年度において99.9%です。そこで、令和元年度の行政区域内人口に占める農業集落排水人口の割合18.9%で推移するとします。

2-4 漁業集落排水人口の推計

行政区域内人口に占める漁業集落排水人口の割合は増加しています。令和元年度は6.8%であり、過去5年間の平均増加割合は0.1%です。今後も引き続き水洗化を推進し、行政区域内人口に占める漁業集落排水人口の割合を年間0.1%増加させることを目標とします。

2-5 合併処理浄化槽人口の推計

行政区域内人口に占める合併処理浄化槽人口の割合は増加しています。令和元年度は18.8%であり、過去5年間の平均増加割合は0.5%です。今後も引き続き合併処理浄化槽の設置を推進し、行政区域内人口に占める合併処理浄化槽人口の割合を年間0.5%増加させることを目標とします。

2-6 単独処理浄化槽人口の推計

今後、単独処理浄化槽による処理は行わないよう指導し、単独処理浄化人口はゼロとすることを目標とします。

2-7 し尿汲み取り人口の推計

行政区域内人口から上記の各処理形態別人口を差し引いた人口をし尿汲み取り人口とします。

表 3-15 生活排水処理形態別人口の見通し

(単位:人)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
行政区域内人口	5,556	5,479	5,401	5,323	5,246
1. 生活排水処理人口	4,852	4,823	4,792	4,760	4,726
公共下水道	2,315	2,289	2,262	2,233	2,204
農業集落排水	1,048	1,033	1,018	1,004	989
漁業集落排水	388	388	388	388	388
合併処理浄化槽	1,101	1,113	1,124	1,135	1,145
2. 生活排水未処理人口	704	656	609	563	520
単独処理浄化槽	0	0	0	0	0
し尿汲み取り	704	656	609	563	520
(生活排水処理率)	87.3%	88.0%	88.7%	89.4%	90.1%

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
行政区域内人口	5,168	5,090	5,012	4,935	4,857
1. 生活排水処理人口	4,709	4,692	4,673	4,653	4,630
公共下水道	2,195	2,184	2,174	2,162	2,150
農業集落排水	974	960	945	931	916
漁業集落排水	387	386	385	384	383
合併処理浄化槽	1,153	1,162	1,169	1,176	1,181
2. 生活排水未処理人口	459	398	339	282	227
単独処理浄化槽	0	0	0	0	0
し尿汲み取り	459	398	339	282	227
(生活排水処理率)	91.1%	92.2%	93.2%	94.3%	95.3%

※生活排水処理率＝生活排水処理人口÷行政区域内人口

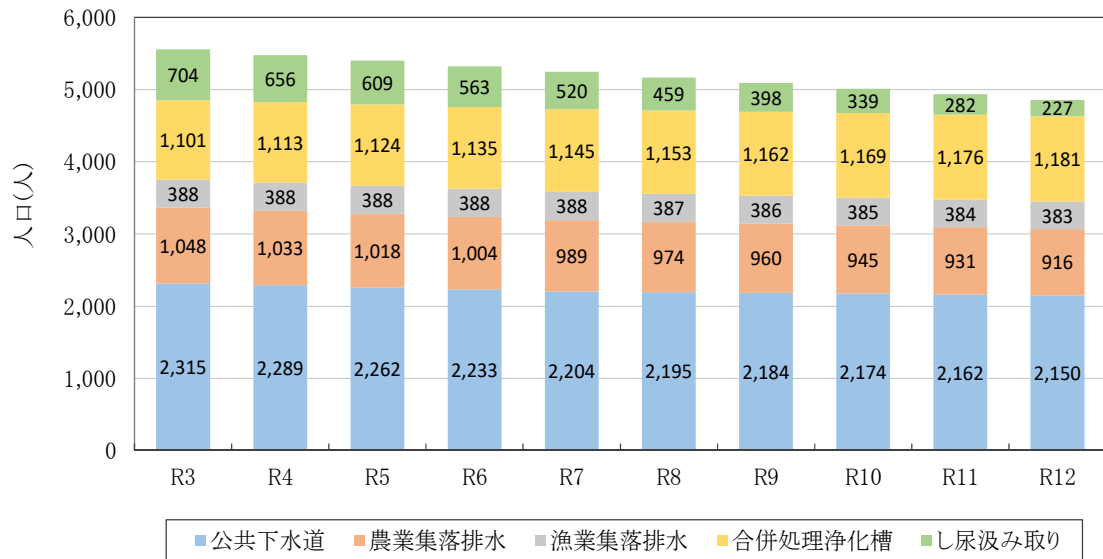


図 3-4 生活排水処理形態別人口の見通し

3. 生活排水処理計画

3-1 合併処理浄化槽の普及

集合処理に適さない区域では、合併処理浄化槽による生活排水の処理を推進し、合併処理浄化槽の設置者が適正な維持管理を実施するよう指導します。また、単独処理浄化槽設置者に対して、生活雑排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽に移行するよう啓発します。これらにより、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

3-2 合併処理浄化槽設置に関する啓発

合併処理浄化槽設置整備事業補助について、広報やホームページを通じて町民への一層の周知を図り、生活排水処理の普及推進に努めます。

3-3 集合処理施設への接続の促進

集合処理する区域では、公共下水道事業・農業集落排水事業・漁業集落排水事業により生活排水を適正処理します。この区域では、未接続者の早期接続がなされるよう啓発・指導を行い、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

第4章 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿排出量は、し尿汲み取り人口に1人1日あたりし尿排出量（以下、「し尿原単位」という。）を乗じて算出します。し尿原単位は年々増加していることから、令和元年度の実績値を用います。

浄化槽汚泥排出量は、合併処理浄化槽人口に1人1日あたり浄化槽汚泥排出量（以下、「浄化槽汚泥原単位」という。）を乗じて算出します。浄化槽汚泥原単位は横這いで推移していることから、平成27年度から令和元年度の平均値を用います。

し尿排出量は、令和12年度において461kL/年を見込みます。浄化槽汚泥排出量は、令和12年度において953kL/年を見込みます。

表3-16 し尿原単位・浄化槽汚泥原単位の推移

(単位:L/人・日)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
し尿原単位	3.98	3.91	4.15	4.36	5.56	4.39
浄化槽汚泥原単位	2.18	2.19	2.25	2.31	2.11	2.21

表3-17 し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

(単位:kL)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し尿	1,429	1,331	1,236	1,143	1,055
浄化槽汚泥	888	898	907	916	924
合計	2,317	2,229	2,143	2,059	1,979

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
し尿	931	808	688	572	461
浄化槽汚泥	930	937	943	949	953
合計	1,861	1,745	1,631	1,521	1,414

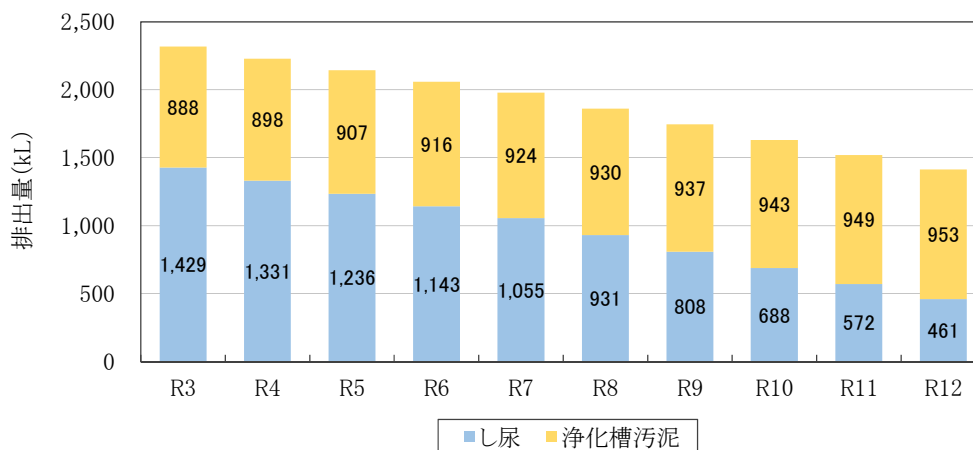


図3-5 し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

2. 収集運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬区域は、浜中町の行政区域内を対象とし、委託による収集運搬を継続します。収集したし尿・浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターに搬入します。

今後、行政区域内人口の減少や生活排水処理率の向上に伴い、し尿の排出量はさらに減少するものと考えられます。このため、状況に応じて収集運搬体制の見直しを検討します。

3. 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥は、浜中町衛生センターで受入れ、希釈処理等を行い下水道放流します。その後、霧多布クリーンセンターにおいて生物処理等を行った後、公共用水域に放流します。

なお、浜中町衛生センターの老朽化が進んでいることから、し尿・浄化槽汚泥の排出量の推移を勘案し、今後の処理方法や施設整備等について検討を行います。

4. 最終処分計画

中間処理に伴い生じるし渣及び脱水汚泥は、浜中町廃棄物最終処分場において埋立処分します。

第5章 計画達成のための施策

1. 町民・事業者の行動指針

公共用水域の水質保全を図るため、町民・事業者が取り組むべき行動や役割を定め、協働による取り組みを推進します。

- 合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。
 - ・合併処理浄化槽の機能確保のため、定期的に専門業者による保守点検を受けます。
 - ・合併処理浄化槽の機能に支障をきたし、悪臭の原因となるスカムや汚泥を槽外に排出するため、定期的に専門業者による清掃を行います。
 - ・合併処理浄化槽の保守点検や清掃が適正に行われ、正常な機能を有するかを確認するため、指定検査機関による法定検査を受けます。
- 集合処理施設に未接続の世帯や事業者は水洗化に努めます。
- 集合処理区域外では、合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 排水口で固形物等の除去に努めます。
 - ・流し台に網カゴなどを備え、調理くずや食べ残しなどを流さずに回収します。
 - ・調理は適量を用いるよう心がけ、調理残さは燃えるごみに出します。
- 洗濯時はできるだけ無リン洗剤を使用します。
- 風呂水や台所用水等を再利用して節水を図ります。
- 風呂場・洗面台や台所における水の出しっぱなしをなくして節水に心がけます。
- トイレに使用する洗浄液は環境に配慮した製品を使用し、できるだけ無駄な洗浄を控えます。
- 水に溶けないティッシュ、新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、生理用品等は、水洗トイレに流さないようにします。

2. 広報・啓発活動

生活排水処理に関する情報を広く町民・事業者に周知するなど、公共用水域の水質汚濁防止や水環境保全に向けた広報・啓発活動を行います。

- 生活排水処理の基本方針・目標等について、町の広報誌や行事等を活用して町民・事業者にも周知します。
- 生活排水に関わる自然環境の保全の必要性・重要性について、次世代を担う子供たちに学校教育や活動の場を活用した啓発活動を行います。
- 生活排水に関する各事業の周知及び参加・協力を促進させるため、事業説明会等を適宜開催します。